

生前対策のすすめ

ジャスト会計事務所は、不動産の名義変更や保険の見直しをはじめ、相続発生前に万全の準備をおこなうことをご提案いたします。

相続の9割以上が課税対象外？

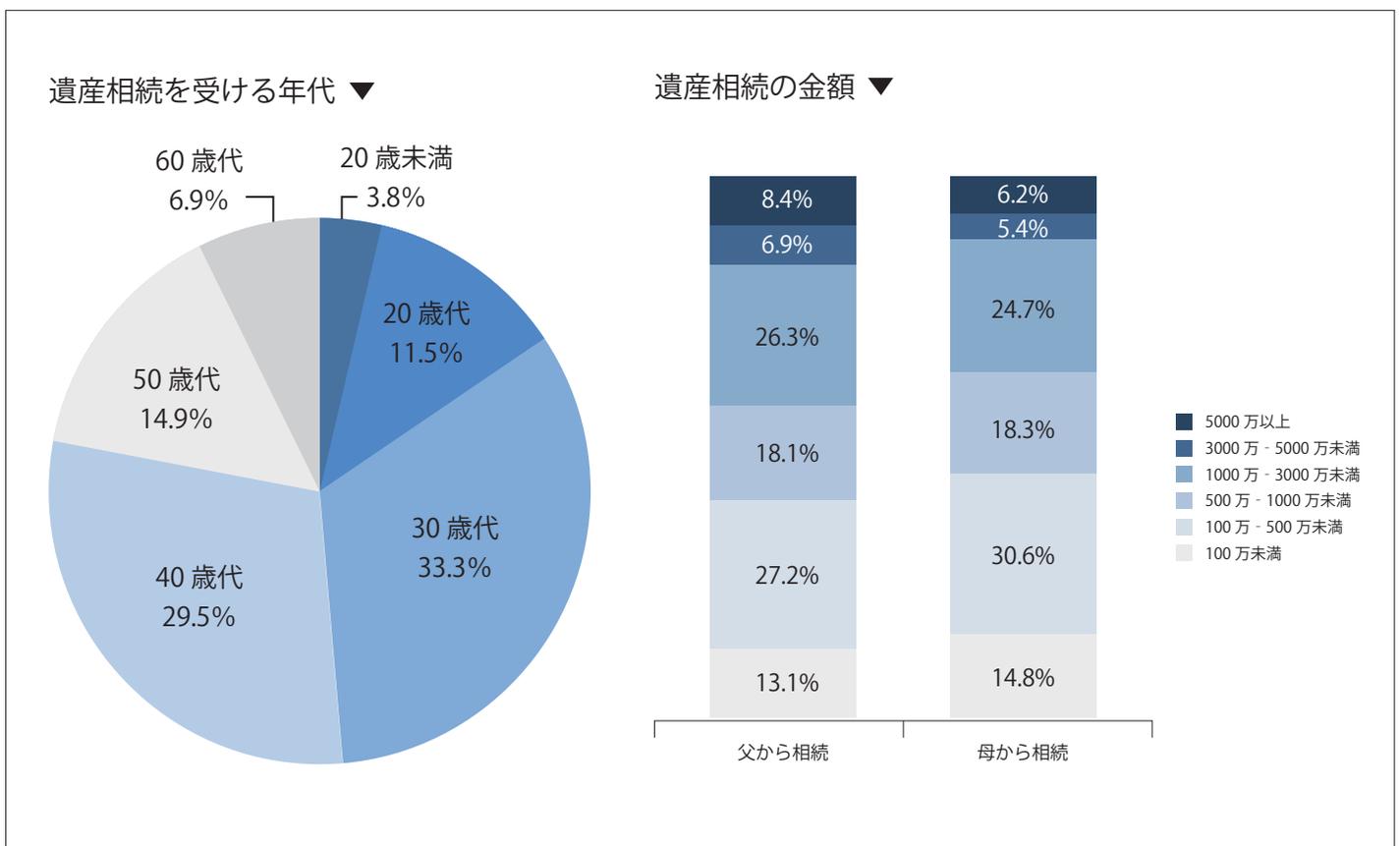
一般的に、相続があっても相続税が課税される場合は非常に少なく、9割以上のケースが課税対象外になっているようです。

御存じかと思いますが、相続税は相続財産が（5,000万円＋総相続人数×1,000万円）の範囲内であれば非課税になっておりますので、資産が高額でない場合は課税されないことになります。

しかし、これはあくまで今のハナシ。

相続税の対象はいつ拡大されてもおかしくない状況であり、実際、非課税の枠を相続財産が（3,000万円＋総相続人数×600万円）の範囲まで縮小する案が浮上しています。

今後、何の検討もしていないと思わぬ税金を払うことになってしまう可能性があります。



法律に従った相続は家族の事情を一切考慮していない

たとえば・・・法律上の相続に従った場合、兄弟間の相続分は平等です。

しかし、それは、長年両親の介護をしてきた者とそれ以外の兄弟が、あるいは父親と共に家業を守ってきた者とそれ以外の兄弟が、平等に扱われることを意味します。

家族の事情によっては、平等であることがとても理不尽な話になる場合もあるのです。

法律が家族に立ち入って余計なお節介をすることはありません。しかし、それは同時に、家族の事情なども一切考慮せず、機械的に処理されてしまうことを意味します。



生前対策3つのメリット

1

相続税を抑えることができる。

2

相続したい人に確実に相続でき、争いを防止できる。

3

財産の使い道を確認することも可能。

生前贈与をすることで希望を「確実に」実現する

兄弟間で平等に相続するのではなく、

「家業を継ぐ長男には不動産のすべてをあげたい」

「長年、介護を担ってくれた次男夫婦に、財産の多くを残したい」

といった希望をお持ちの方が、「確実に」それを実現するために、相続税対策も視野に入れた生前対策をお勧めしております。

もちろん、私自身も依頼者様の家族の事情に立ち入って余計なことをするという事はないのですが、誇りをもってこのようにアドバイスさせていただいております。



「家族の財産問題は、御両親様が生きていらっしゃるうちにきちんとしましょう」と。そして、財産問題をきちんとしておくということが、単に、金銭の問題だけではなく、家族の幸せの問題でもあることを御理解いただければ幸いです。

うちって相続税
がかかるの？

財産も借金も
ある場合は？



まずは無料相談！

遺産分割、法定相続、相続税申告、生前対策、相続税還付など
お気軽にご相談ください。

ジャスト会計事務所

[神戸オフィス]〒658-0053 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町 6-6-9-302
[大阪オフィス]〒530-0015 大阪市北区中崎西 2-2-1 東梅田八千代ビル

☎ 078-856-9335

E-mail : tateno@just-kaikei.com URL : <http://www.souzoku.gr/>